

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

日韓併合前後の大韓帝国・朝鮮における漁業法の制定と施行－明治漁業法の性格によせて－

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小岩, 信竹 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/346

[論説]

日韓併合前後の大韓帝国・朝鮮における漁業法の制定と施行 — 明治漁業法の性格によせて —

東京海洋大学 名誉教授 小岩 信竹

I はじめに

東アジア諸地域の漁業制度形成に与えた日本の漁業制度の影響は大きい。それらは、日本が近隣諸国に施行を強いた側面があり、その当否が問われなければならないが、また一方で、施行の過程を振り返ることで、日本の漁業制度が持っている問題点や特徴を浮き彫りにすることが可能である。本稿では、大韓帝国・朝鮮の事例を考察することによって、こうした問題を考えてみたい。近代の同地域においては、14世紀以来続いてきた李氏朝鮮国が1897年に大韓帝国と国名を改め、社会制度の近代化を図ったが、1910年の日韓併合により、日本の統治を受けることになった。日韓併合の前には漁業制度の変革も始まった。その制度は日本の漁業制度の影響を強く受けていた¹。

ところで、日本の明治漁業法は、日本のみならず、近隣諸地域の漁業制度にも影響を及ぼしている。これらの地域は日本の統治を受けた地域である。特に樺太については、明治漁業法が順次適用されていった。しかし、樺太への日本漁業法の適用過程を解明した際に明らかにしたように²、各地域の漁業はそれぞれ独自の前史を持っており、日本漁業法を一举に適用することはできなかった。樺太については日本統治以前のロシアの漁業制度との調整が必要であった。日本の明治漁業法を、そのまま日本以外の地域に適用することは不可能であった。その適用には調整や部分的な適用が不可欠であり、こうした事情は日本の漁業法の性格を露わにするのである。以下、大韓帝国・朝鮮に施行された漁業法を明治漁業法と対比し、双方の特徴を示したい。

II 大韓帝国における漁業法の制定

李氏朝鮮国・大韓帝国においては伝統的な漁業が営まれていたが、近代以降、日本の漁業者が来航したこともあり、制度整備が必要になってきた。日本の漁業者は明治初年から朝鮮海域で漁業を行った。吉田敬一氏はその漁業展開を、①通漁時代、②移住漁村建設時代、③自由発展時代に区分している³。吉田氏は、これらの時期区分はほぼ明治、大正、昭和という時代区分と一致するという。

大韓帝国で最初に漁業制度の整備が始まったのは、その時代の末期である1908年であり、漁業法が制定された。この漁業法は韓国政府と日本の統監府の連名によって公布されたが、その内容（日本語訳文）の一部を示せば、次のようになっていた。

漁業法

第一条 本法に於て漁業と称するは営利の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業とするを謂ひ漁業権と称するは第二条に依り免許を受け漁業を為すの権利を謂ふ

第二条 左の種類漁業を為さむとする者は農商工部大臣の免許を受くべし

- 一 一定の水面に漁具を建設又は敷設し一定の漁期間定置して為す漁業（第一種免許漁業）
 - 二 一定の区域内に於て捕貝、採藻又は養殖を為す漁業（第二種免許漁業）
 - 三 陸地又は巖礁等に地点を一定し漁網を曳揚げ又は曳寄する場所とし一定の漁期間繰返し使用する漁業（第三種免許漁業）
 - 四 一定の水面を漁網の建設又は敷設の場所とし一定の漁期間繰返し使用する漁業（第四種免許漁業）
- 前項の外一定の水面に資本及労力を費し魚類を集合せしむる漁法に依り経営する漁業（第五種免許漁業）に関しては漁業者の請願に依り農商工部大臣は漁業免許を与え之を保護することを得

（中略）

第五条 漁業権は相続、譲渡、共有、担保及貸付の目的と為すことを得 但し農商工部の登録を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

（中略）

第九条 左の種類漁業は農商工部大臣の許可を受くるに非ざれば之を為すことを得ず

- 一 陸地又は巖礁等に漁網を曳揚げ又は曳寄する漁業にして第二条第一項第三号の漁業に属せざるもの

- 二 風力、汽力又は潮流に依り囊網を水中に引曳する漁業
- 三 人力に依り又は機力を応用し漁網を以て魚類を圍繞し漁船に繰揚ぐる漁業
- 四 潜水機械を使用する漁業
- 五 第二条第二項の漁業にして免許を受けざるもの

第十条 第二条第一項及前条に規定したる漁業以外の漁業を為さむとする者は郡守又は府尹に申告して鑑札を受くべし
但し漁業を為さむとする者が日本人なるときは日本理事官に申告して鑑札を受くべし⁴

(以下略)

この 1908 年の漁業法は第二条以下が免許漁業の漁業権を規定しており、第一種が明治漁業法の定置漁業権、第二種が明治漁業法の区画漁業権に相当し、第三種以下第五種までが、特別漁業権に相当する。また、それらの漁業権は相続、譲渡、共有、担保及貸付が可能で、財産としての性格を帯びていることなど、日本の漁業法の特徴を受け継いでいる。しかし、決定的に違う点がある。それは漁業組合の規程がないこと、また、漁業組合に付与される専用漁業権の規程がないことである。日本の漁業法は、漁業組合に関する規程なしでも移植が可能なのである。このことは日本の漁業法が、単に伝統的な慣行を引き継ぐだけの法制度ではなかったことを示している。

Ⅲ 朝鮮漁業令の公布と漁業組合の成立及び発展

ところで、日韓併合後の 1911 年に朝鮮漁業令が公布された。また同時に朝鮮漁業令施行規則が定められ、翌年施行された。これらはいずれも朝鮮総督寺内正毅の名で出されたものである。前者の朝鮮漁業令で注目すべきなのは、漁業組合が規定されていることである。それは次のようになっている。

第十六条 一定ノ地区内ニ居住スル漁業者ハ朝鮮総督ノ許可ヲ受ケ漁業組合ヲ設クルコトヲ得⁵

後者の朝鮮漁業令施行規則には、免許漁業と許可漁業、届出漁業が規定されている。まず、免許漁業については次のように定められている。

第十七条 免許漁業ヲ分チ左ノ六種トス

- 一 第一種免許漁業 一定ノ水面ニ漁具ヲ建設又ハ敷設シ一定ノ漁期間之ヲ定置シテ為ス漁業
- 二 第二種免許漁業 一定ノ水面を区画シテ養殖ヲ為ス漁業
- 三 第三種免許漁業 海浜一定ノ場所ニ於テ一定ノ漁期間繰返シ漁網ヲ曳揚ケ曳寄セテ為ス漁業
- 四 第四種免許漁業 一定ノ水面ニ於テ一定ノ漁期間繰返シ漁網ヲ建設又ハ敷設シテ為ス漁業
- 五 第五種免許漁業 一定ノ水面ニ魚類ヲ集合セシムル設備ヲ為シ経営スル漁業
- 六 第六種免許漁業 前各号ニ掲クルモノヲ除クノ外水面ヲ専用シテ為ス漁業⁶

また許可漁業は、第一種許可漁業、捕鯨業、第二種許可漁業、「トロール」漁業、第三種許可漁業、潜水器漁ほか、9 種ある。また届出漁業は 3 種である。免許漁業のうち第一種は明治漁業法の定置、第二種が区画、第三種から第五種までが特別の各漁業権に対応していることは、1908 年制定の漁業法と同じである。これに第六種が加わっているが、これは明治漁業法の専用漁業権に対応する。

ところで、朝鮮漁業令施行規則の免許漁業に新しく設けられた第六種は漁業組合の設置と対応するものである。朝鮮では、専用漁業権が遅れて認められたのである。行政官であった樫谷政鶴は台湾の漁業制度制定にも関わったが、台湾では専用漁業権を認めなかったという⁷。その理由について、樫谷は、専用漁業権は漁業の発達を阻害する性質を持つからだという。また樫谷は、朝鮮の専用漁業権には、明治漁業法と異なり、地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権の区分がないのだという。樫谷は、日本国内の地先水面専用漁業に対する処分例を、朝鮮に適用すべきだとしている。しかし、朝鮮にも伝統的な漁業の慣行があり、それらは尊重されなければならない、そのための法制度は必要であった。このことが朝鮮漁業令に現れていた。

朝鮮漁業令によって認められた漁業組合ではあったが、その発展は遅々としていた。1924 年時点での石川斎四郎の資料報告によれば、組合数は 135、組合員数は 50,324 人であり⁸、全漁業者の 12.5% が組合員である。このように漁業組合の結成が遅れた理由について、樫谷は、結成された組合も財産が少なく、上記の組合が持つ漁業権の数は 823 であり、その大半は第六種専用漁業権であって、第一種や第三種の漁業権を持つ組合は少なく、従って収入が少ないことを挙げ、経営が苦しいことを挙げている。慣行専用漁業権を付与される漁業組合は、その存立のための経済的基礎なしには成立しがたい。日韓併

合前後の朝鮮においては、そうした経済的基礎を持った沿岸漁業は十分に成熟しておらず、法制度の整備にもかかわらず漁業組合が急速には結成されなかった。

朝鮮総督府は漁業組合の財政的基礎が弱いことを補うべく、1922年以降、財政援助を行った。石川斎四郎によれば、組合員100人以上で漁獲高が20,000円以上の組合で、年額給与が1,800円以上の理事者を置き、漁獲高の1/3以上を共同販売する組合に対し、3年間、年540円を補助し、また、新設組合に500円を交付することにした。実際、1922年には17、既設13の組合、また1923年には前年からの継続が29、新設7、既設6の組合が補助を受けた⁹。

1929年には朝鮮漁業令及び付属法令が改正され、翌1930年から施行されて漁業組合の結成が一層促進された。この改正の内容は、まず漁業権について、漁業権の存続期間を従来の10年から20年に改めたほか、漁業権の取消処分があったときには朝鮮総督が補償の道を講ずること、漁業権侵害に対する罰則に体刑を加えたことがあり、また漁業組合について、組合地区内の漁業者は強制的に加入させられることなどがあった¹⁰。この法制度の整備のためもあり、朝鮮での漁業組合は結成が進んだ。1936年には、組合数は194となり、組合員数は130,700人（1戸1人）で、総漁業戸数の78%になった¹¹。

この改正について、吉田敬市は、それまでの朝鮮の漁業法制度は日本の漁業法を模倣したものであったが、1930年施行の法制度は日本の漁業法改正を促す独自性を持っていたと評価している¹²。このような評価を受けるほどの斬新なものであったが、その内容は漁業権の財産としての性質を強化し、完全な物権とするというもので、明治漁業法の特徴を受け継いだものであった。

なお、独立後の現代の韓国では、免許漁業、許可漁業、申告漁業があり、免許漁業の一部に村漁業がある¹³。漁業権は10年間有効で、継続が可能である。こうした現代の韓国漁業制度は独立前の制度を引き継いでいるように思われる。

IV 結び

実際の施行過程を見れば、明治漁業法も朝鮮漁業令も漁業権の物権としての規程に見られる漁業権制度と、専用漁業権を認められた漁業組合の制度が密接に結びついている。しかし、朝鮮での法制度の整備過程や漁業組合の結成の進行過程からわかるように、専用漁業権、特に慣行専用漁業権を漁業組合に付与することは日本の漁業制度の一側面であったが、それなしに、他の部分を導入することもできた。日韓併合以前に導入された制度はそのようなものであった。これは樺太での漁業制度展開と同様である。

明治漁業法は、漁業権の物権化を前提とするという特徴を持ち、これにより漁業制度の近代的な秩序を維持し、近代漁業の発展をうながした。そしてまた同じ特徴により、伝統的な漁村の慣行を法体系のなかに取り込んだのである。しかし、これらの二側面は分離することが可能だったのである。朝鮮における漁業法制度の展開と漁業組合の結成の様相は、このような点を示している。

ところで、日本の漁業法とコミュニティー・ベースト・マネジメントやコ・マネジメントとの親和性があることは周知であるが¹⁴、それは明治漁業法以来の日本の漁業法が持つ特徴の一面であることが留意されなければならない。明治漁業法にも貫かれているその特徴は、伝統的な漁業関係を近代的な制度に組み入れるための仕組みであり、それとは別に近代漁業発展の基盤があった。そしてまた伝統漁業と近代漁業の双方にわたってその実施を権利化し、財産として取り扱う制度が構築されていた。

引用文献

- 1 吉田敬市『朝鮮水産開発史』朝水会、1954年。水友会編『現代韓国水産史』同、1987年等参照。
- 2 小岩信竹「日本統治下の樺太における漁業制度の転換」漁業経済学会ディスカッションペーパー、2003年。
- 3 吉田、前掲書、158頁。
- 4 「韓国漁業法」『大日本水産会報』315、1908年所収、pp.15-18。
- 5 「朝鮮漁業令」『大日本水産会報』346、1911年所収、pp.34。
- 6 「朝鮮漁業令施行規則」『大日本水産界会報』346、1911年所収、pp.35-39。
- 7 樫谷政鶴「講究を要する朝鮮水産問題の二、三」『朝鮮の水産』11、1925年所収、p.2-3。
- 8 石川斎四郎「朝鮮の漁業組合」『朝鮮の水産』1、1924年所収、p.43。
- 9 同前、p.44。
- 10 「朝鮮漁業令」『水産界』556、1929年所収、p.44。
- 11 朝鮮総督府『昭和十二年 朝鮮の水産業』、1938年所収、p.82。
- 12 吉田前掲書、p.443。
- 13 宋政憲「韓国の漁業制度と漁業管理」『漁業経済研究』48-3、2004年所収参照。
- 14 松田恵明「「国連ミレニアム開発目標(MDGs)」への責任ある漁業の貢献」『漁業経済研究』52-1、2007年所収等参照。

